

自治基本条例推進委員会

前回のまとめ

★『常設設置型』を想定して議論を進めていくが、どちらにせよ、

住民投票はあくまで最終手段！

👉 **それまでにできることがあるはず！**

1 住民投票になる前にできることは

住民相互の意見交換の場や

誰もが自分で考えて意思表示できるよう、学習の機会や環境を整える。

住民同様に議会も日ごろから提案や議論の活性化に努める。

意 見

- ・ 住民投票に至るまでに、議論を重ねることが必要。その意見をどのように反映させるかが重要である。
- ・ 自分の意見をはっきりさせない人が多い。話し合いや、考える機会を作っていく必要がある。
- ・ 行政は情報発信に努めるほか、住民の学習過程を刺激する役割がある。
- ・ 情報は関心を持っていただけるよう、年代によって発信の仕方や勉強の仕方を変えていく必要がある。
- ・ 地域でまちづくりの活動をされている団体の取組と議員の活動が繋がっていない。

2 これまでに検討した住民投票（常設設置型）の条件

- ①有効になる投票率：投票資格者の 50%以上
- ②投票資格者：18 歳以上
- ③投票資格者の国籍要件：永住者、特別永住者、日本に 3 年以上居住している
- ④住民投票する案件

- ・市および住民全体に利害関係を有する
- ・住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項として、住民に直接その賛否を問う必要がある
- ・住民の間または住民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違がある
- ・住民の間または住民、議会もしくは市長の間で事項についての議論が熟し、議論として最終段階である
- ・市の機関の権限に属さない事項のうち、市の意思を明確に表示すべき事項